

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表 (案)

改正案	現行
IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)	IV. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)
IV-5 指定親会社グループについて	IV-5 指定親会社グループについて
IV-5-3 自己資本の充実	IV-5-3 自己資本の充実
IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率の正確性	IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率の正確性
IV-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法	IV-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
<p>(5) <u>不良債権証券化エクスポージャーに係る資本賦課について、規制裁定行為に当たる取扱いが行われていないか。</u></p> <p><u>特に最終指定親会社告示第 245 条の 4 第 2 項について、同項に掲げる要件の全てに該当する場合であっても、不良債権以外の債権に対するリスクアセットの削減を目的とする場合には、同項に定めるリスク・ウェイトの適用を認めない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>